

大阪市水道局告示第83号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年12月15日

大阪市水道局長 坂本篤則

名 称	所 在 地	指 定 日
西淀工業株式会社	大阪市西淀川区御幣島4丁目14番16号	令和7年 11月30日
松平設備工業	大阪市鶴見区浜4丁目5番9号	
株式会社小山工業所	大阪市東住吉区田辺1丁目8番15号	

（水道局工務部給水課）